

県内の防災重点農業ため池について

令和 4 年 1 1 月
群馬県農政部農村整備課

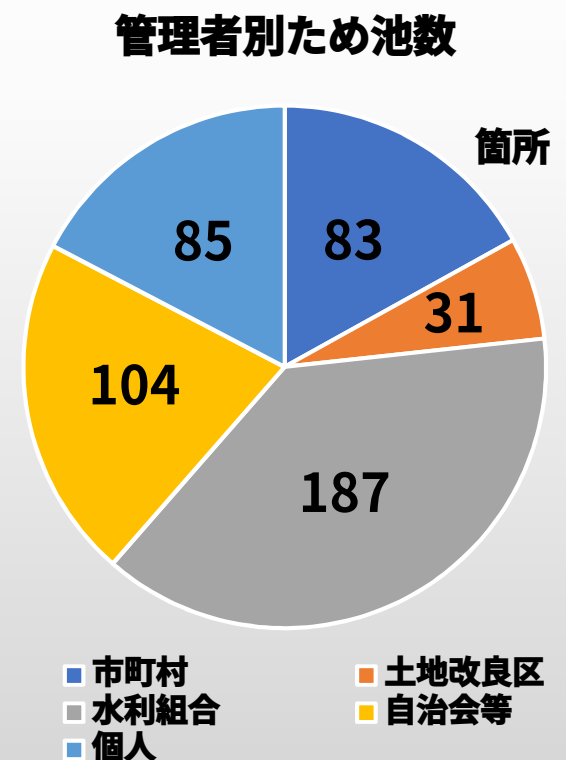
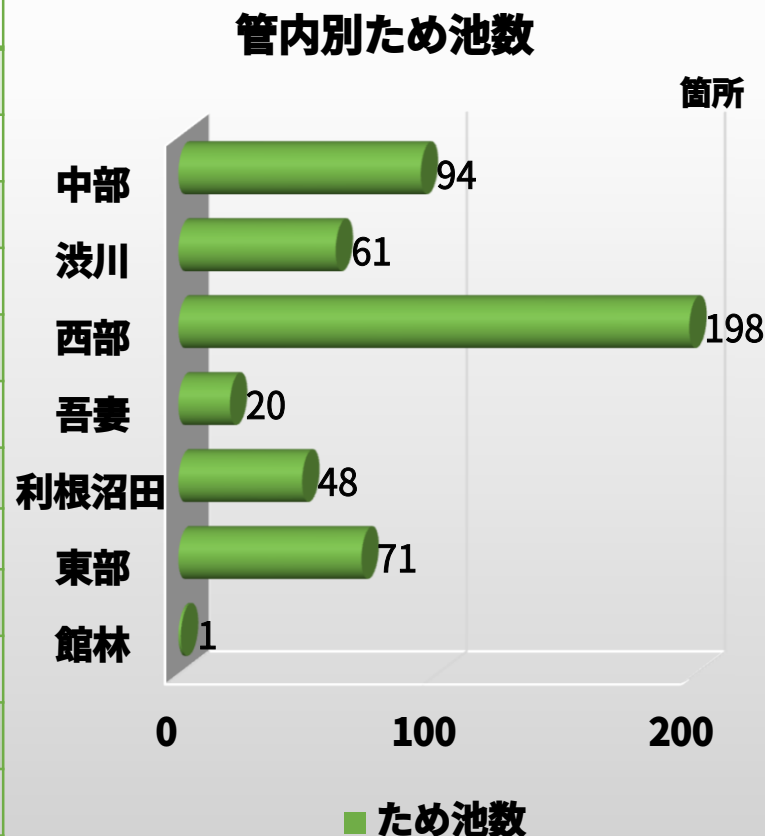
～ 目 次 ～

- 1 県内のため池の現状
- 2 大規模地震及び局地的豪雨等による被災
- 3 県内の被災事例
- 4 ため池の一斉点検の実施
- 5 防災重点ため池の見直し
- 6 今後のため池対策の進め方
- 7 ため池に関する法律の制定
 - 7-1 ため池管理保全法
 - 7-2 ため池工事特措法

1 県内のため池の現状

- 県内には、農業用ダム及びため池が、**493箇所**あり、その**約7割は明治以前に築造された**ものである。
- 築造年代が古いことから、老朽化により、堤体からの漏水、法面浸食や洪水吐、取水施設の一部損傷など劣化が進行している。
- また、これらの**約8割は**、**土地改良区、水利組合及び自治会等で管理**している。

都道県別ため池総数（箇所）		
1	兵庫県	24,400
2	広島県	19,772
3	香川県	14,619
4	山口県	9,992
5	岡山県	9,700
4 1	群馬県	493
4 2	埼玉県	470
4 3	高知県	388
4 4	山梨県	124
4 5	沖縄県	68
4 6	神奈川県	20
4 7	東京都	15



2 大規模地震及び局地的豪雨による被災

- 近年、**大規模地震**や**台風**、**局地的豪雨**等が頻発化し、ため池の決壊により、下流の家屋や公共施設等へ甚大な被害が発生しており、**その規模も激甚化**している。

○東日本大震災（H23.3.11） 最大震度7



福島県:藤沼貯水池

堤 高：17.5m
貯水量：約150万m³

〈被害状況〉

- ・死 者 8名
- ・家屋全壊 22軒
- ・被災農地 90ha

○熊本地震（H28.4.16） 最大震度7



熊本県:大切畑ため池

堤 高：25m
貯水量：約85万m³
※堤体に亀裂発生、水位低下により安全性を確保

***13箇所が被災**



熊本県:大切畑ため池

●九州北部豪雨（H29.7.5～7.6） 最多時間雨量:130mm 最多雨量:1,000mm



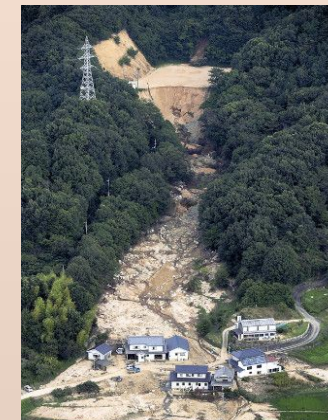
福岡県:鎌塚ため池

堤 高：11.5m
貯水量：約10万m³

※上流の山の神ため池、山の神2ため池が決壊し、土砂及び流木の流入により洪水吐が崩壊

***54箇所が被災**

●西日本豪雨（H30.6.28～7.8） 最多雨量:494mm ※72時間



広島県:勝負迫上・下池

勝負迫上池 堤 高：4.1m
貯水量：約0.8千m³
勝負迫下池 堤 高：5.0m
貯水量：約3千m³

〈被害状況〉

- ・死 者 1名
- ・家屋浸水 3軒

※ため池上流に造成(盛土)されたグラウンドを起点とした地すべりにより、グラウンド及び上池が崩壊し、下池の堤体が決壊

***32箇所が被災**

3 県内の被災事例

- 本県では、大規模地震や局地的豪雨で決壊による被害はないが、**東日本大震災**では、**堤体の崩落**や**護岸の損壊**などの被害が発生した。

○堤体の崩落（藤岡市:大谷池）震度4



堤 高：19.7m
貯水量：約143万m³
※被災規模
L=210.0m

◇復旧後



●護岸の損壊（藤岡市:牛秣貯水池）震度4



堤 高：27.8m
貯水量：約90万m³
※被災規模
L=25.0m

◆復旧後



●護岸の損壊等（高崎市:鳴沢貯水池）震度4



堤 高：21.5m
貯水量：約128万m³
※被災規模
L=54.0m

◆復旧後



4 ため池の一斉点検の実施

【ため池一斉点検の実施】 ※H25～H26

- 国は、近年の豪雨や大規模地震等により多くのため池が被災し、甚大な被害が発生していることから、ため池の一斉点検の指示(H25.3)があった。
- 県では、**平成25～26年度に594箇所のため池を対象に点検を実施した。**
- 点検の結果により、以下のとおり整理した。
 - ① 農業用として使用されているため池 505箇所 (現: **493箇所**)
 - ② 「警戒すべきため池」(現:**防災重点農業用ため池**) 126箇所 (現:**197箇所**)

【本県の防災重点ため池の定義(選定基準)】 H25.10

- 県では、以下のいずれかに該当するものを「防災重点ため池」に位置づけるように、市町村と協議、調整した。
 - ① 決壊した場合に**人家**や病院、学校、主要道路(緊急輸送道路)などの**重要な公共施設へ影響を与えるおそれがあるもの**
 - ② **堤高10m以上、かつ、貯水量10万m³以上であるもの**

5 防災重点ため池の見直し①

【これまでの選定基準による課題】

- 西日本豪雨で決壊したため池（32箇所）のうち「防災重点ため池」は3箇所であった。しかし、防災重点ため池以外で人的被害が発生した。
- 国は、「防災重点ため池」の基本的な考え方を示していたが、都道府県毎の選定基準に相違があった。

【検討チームにおける検討】

- 平成30年7月豪雨により多くのため池が決壊し、防災重点ため池ではない小規模なため池で甚大な被害が発生した。
- これを踏まえ、農林水産省内にため池対策検討チームを設置し、防災重点ため池の選定の考え方の見直しや、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策、施設機能の適切な維持、補強に向けた対策について検討を行った。

新たな「防災重点ため池」の選定基準を公表（H30.11.13）

5 防災重点ため池の見直し②

【新たな「防災重点ため池」の選定基準】

① 防災重点ため池の定義

決壊した場合の浸水区域（以下「浸水区域」という）に家屋や公共施設等が存在し、**人的被害を与えるおそれ**のあるため池

② 選定基準

- a. ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- b. ため池から100m以上500m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m³以上のもの
- c. ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m³以上のもの
- d. 上記以外で、ため池の規模、構造、地形条件、家屋、公共施設等の位置関係、維持管理の状況、上流域の地域指定の状況、崩壊地の土質及び地形等から、都道府県又は市町村が特に必要と認めるもの

【防災重点ため池の見直し結果】

	県全体	中部	渋川	西部	吾妻	利根	東部	館林
再選定前	125	35	10	33	—	8	39	—
再選定後	206	63	46	32	10	28	27	—
現 在	197	62	39	32	10	28	26	—

6 今後のため池対策の進め方①

《対策段階①》

• ため池マップの作成・公表

ため池名、所在地、貯水量、緊急時の連絡先などを記載したマップを作成し、公表する。

対象：197箇所 → 197箇所のマップを作成し、
公表済み



• 浸水想定区域図の作成・公表

ため池が決壊した場合に、下流の家屋や公共施設等への影響範囲を明示した浸水想定区域図を作成し、公表する。

対象：197箇所 → 190箇所の浸水想定区域図
を作成し、公表済み



6 今後のため池対策の進め方①

＜対策段階①＞

・緊急連絡網の整備

ため池管理者、市町村（農林部局、災害担当部局）、都道府県に加え、消防署・消防団、警察署、河川管理者、建設業者等、緊急時に必要な連絡先との全体的な連絡体制、連絡方法等を緊急連絡網として整備する。

対象：197箇所 → 197箇所のため池で緊急連絡網を整備済み

No	ため池情報	
101	施設名	五料沼
	所在地	前橋市東大室町1503-1
	堤高 (m)	7
	貯水量 (千t)	94

管理者名						
団体	東大室町自治会	各担当者及び 連絡先電話番号	担当者	平日 TEL	休日・夜間	
					自宅TEL	携帯
管理者名		点検結果連絡者総括者				
		臨時緊急点検者				
住所		震源・震度情報収集者				
TEL		点検結果整理・報告者				
FAX						
防災無線						

災害時発生連絡						
機関名		担当部署	平 日		休 日・夜 間	
			TEL	FAX	TEL	FAX
警察署名	前橋東警察署	警備課	027-225-0110	027-225-0110	027-225-0110	027-225-0110
駐在所名						
2 消防	前橋市消防本部東	消防本部	027-283-3399	027-283-5899	027-283-3399	027-283-5899
県土木事務所	前橋土木事務所		027-234-4224	027-236-7589	027-234-4224	027-236-7589
市町村名	前橋市役所		027-224-1111	027-224-3003	027-224-1111	027-224-3003

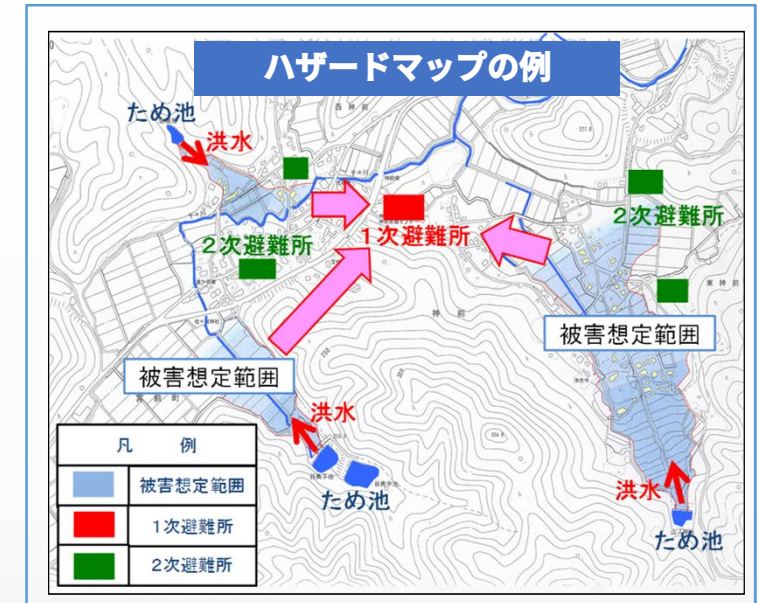
6 今後のため池対策の進め方②

＜＜対策段階②＞＞

- ハザードマップの作成・公表

浸水想定区域のほか、避難路や避難場所を記載し、緊急時における迅速な避難につなげるハザードマップを作成し、区域内の住民等に配布・周知する。

対象：197箇所 → 175箇所のため池で作成済み



＜＜対策段階③＞＞

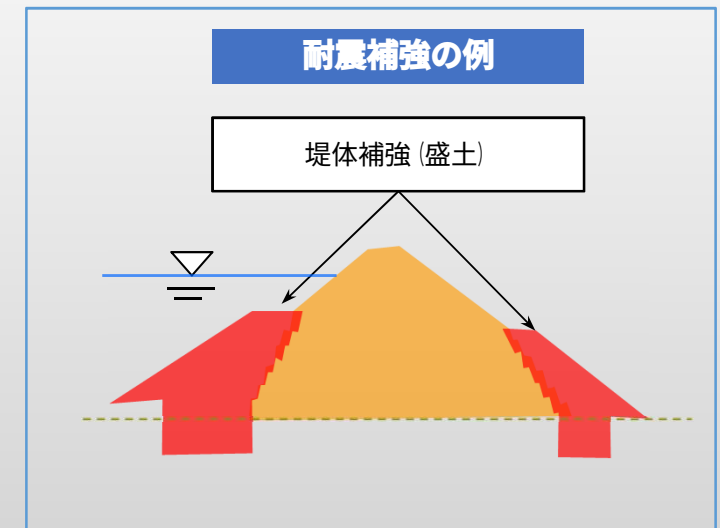
- 耐震・豪雨対策調査

地震及び豪雨に対するため池の安全性について確認する詳細調査を実施する。

対象：197箇所 → 地震 175箇所のため池で実施
豪雨 154箇所のため池で実施

- 調査結果に基づく対策の実施

上記の調査結果に基づく対策を優先順位付けし、計画的に実施する。



7 ため池に関する法律の制定

1. 農業用ため池の管理及び保全に関する法律

通称：ため池管理保全法

目的

- 本法律は、農業用ため池を適正に管理及び保全することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害を防止することを目的とする。

※公布：平成31年4月26日 施行：令和元年7月1日

2. 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法

通称：ため池工事特措法

目的

- 本法律は、防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及び国の財政上の措置等について定めることにより、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

※公布：令和2年6月19日 施行：令和2年10月1日 期限：令和13年3月31日

7 - 1 ため池管理保全法の制定①

法律制定の背景

- 近年、台風等による豪雨や大規模な地震により、農業用ため池が被災するケースが多発している。
 - 農業用ため池は、江戸時代以前に築造された施設が多く、
 - ・ 権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑である。
 - ・ 離農や高齢化により利用者を主体とする管理組織が弱体化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがある。
- ⇒ 施設の所有者、管理者や行政機関の役割分担を明らかにし、農業用ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を早急に整備する必要がある。

法律制定の趣旨

農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害等の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災上重要な農業用ため池を指定し、必要な防災工事の施行を命ずることができることとする等の措置を講ずる。

7 - 1 ため池管理保全法の制定②

法律制定の概要

(1) 農業用ため池の届出

- ① 農業用ため池の設置及び廃止について、所有者（既存の農業用ため池については、所有者又は管理者）に都道府県知事への届出を義務付ける。（法第4条1項）
- ② 都道府県知事は、農業用ため池に関するデータベースを整備し、公表するものとする。
（法第4条3項）
- ③ 農業用ため池の所有者（管理者を含む。以下「所有者等」という。）は、当該農業用ため池の機能が十分に発揮されるよう適正な管理に努めなければならないものとする。
（法第5条）
- ④ 都道府県知事は、農業用ため池の管理上必要な措置が行われていないときは、所有者等に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。（法第6条）
- ⑤ 都道府県知事は、市町村長と協力して、必要な立入調査を行うことができる。
（法第18条）

7 - 1 ため池管理保全法の制定③

法律制定の概要

(2) 特定農業用ため池の指定

- ① 都道府県知事は、決壊による水害等の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を**特定農業用ため池として指定**することができる。(法第7条)
- ② 特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある土地の掘削等の行為について、**都道府県知事の許可制**とする。(法第8条)
- ③ 市町村長は、特定農業用ため池について、災害時の避難に関する印刷物配布等の措置を講ずるよう努めるものとする。(法第12条)

(3) 特定農業用ため池の防災工事の施行

- ① **特定農業用ため池の防災工事(施設の廃止工事を含む。)**について、所有者等に都道府県知事への**工事計画の事前届出を義務付ける**。(法第9条)
- ② 所有者等が必要な工事を実施しない場合や、**工事内容が不適切な場合**には、都道府県知事が防災工事の施行に関する**命令及び代執行**を行うことができる。(法第10条、第11条)

(4) 裁定による特定農業用ため池の管理

市町村長は、特定農業用ため池の管理上必要な措置が行われていない場合であって、所有者(共有の場合は持分の過半を有する者)を確認することができないときは、都道府県知事の裁定により、**施設管理権を取得することができる**。(法第13条～第17条)

7-2 ため池工事特措法の制定①

法律制定の背景

- 近年、台風等による豪雨や大規模な地震により、農業用ため池が被災し、決壊するケースが多発している。
 - 農業用ため池の決壊時に周辺区域に被害を及ぼすおそれがある「防災重点農業用ため池」は、全国に約6万4千箇所が存在しており、その防災工事等を進めるにあたり、地方公共団体の財政や組織体制に限界がある。
- ⇒ 法律の制定により、財政的な支援や技術的な援助を実施し、ため池の防災工事を計画的かつ効率的に進める必要がある。

法律の目的 (法第1条)

農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害等の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及び国の財政上の措置等について定めることにより、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る。

7 - 2 ため池工事特措法の制定②

法律の定義

(法第2条)

(1) 本法律における定義は以下のとおりである。

- ① 防 災 工 事：農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事
- ② 地震・豪雨耐性評価：防災工事の必要性についての判断に資するために行う地震又は豪雨による農業用ため池の決壊の危険性の評価
- ③ 劣化状況評価：防災工事の必要性についての判断に資するために行う劣化による農業用ため池の決壊の危険性の評価

基本指針

(法第3条)

農林水産大臣は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等基本指針を定めなければならない。

7 - 2 ため池工事特措法の制定③

防災重点農業用ため池の指定

(法第4条)

都道府県知事は、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池を指定することができる。

推進計画

(法第5条)

都道府県知事は、**防災重点農業用ため池を指定したときは、基本指針に基づき防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等推進計画を定めなければならない。**→ 令和3年3月30日策定

都道府県の援助

(法第6条)

都道府県知事は、推進計画に基づく防災工事等の実施者に対して、技術的な指導、助言等の援助に努めるものとする。

ため池サポートセンターによる援助

防災重点農業用ため池の管理者に対して

- ①点検・監視のための現地パトロールの実施
- ②市町村、所有者等からの相談対応
- ③ため池管理等に関する技術研修会

御清聴ありがとうございました

